

「有機電子移動化学奨励賞」規定

有機電子移動化学の発展と若手の育成を目的として、この賞を設ける。

- 第1条 有機電子移動化学の分野で優れた研究または発明を行い有機電子移動化学研究会の発展に貢献した若手研究者に有機電子移動化学奨励賞(以下、奨励賞という)を贈呈する。
- 第2条 奨励賞の贈呈は毎年、1-2件程度とする。ただし、受賞者が選出されない年があってもよい。
- 第3条 奨励賞の受賞者は、本研究会の会員で、電気化学大会(有機電子移動化学のセッション)あるいは有機電子移動化学討論会での発表の経験があり、なおかつ受賞時の年齢が原則として40歳以下とする。
- 第4条 奨励賞の受賞者には賞状を授与し、電気化学大会あるいは有機電子移動化学討論会の際に特別講演として受賞講演を行う。
- 第5条 奨励賞の選考は、有機電子移動化学奨励賞選考委員会(以下、選考委員会という)が行う。選考委員会委員は、若干名とし、当該研究会主査を委員長とする。
- 第6条 奨励賞候補者の選考は、別に規定する「奨励賞細則」に基づいて行う。
- 第7条 本規定の改定は有機電子移動化学役員会で審議し承認を得る。
本規定は、平成16年4月1日から施行する。

「有機電子移動化学奨励賞」細則

(総則)

1. 有機電子移動化学奨励賞(以下、奨励賞という)の実施については、「有機電子移動化学奨励賞」規定及びこの細則の定めるところによる。

(募集及び公募)

2. 応募は自薦および他薦とし、以下の書類(PDF ファイル形式)を期限内に当該研究会事務局に提出する。
 - (1) 所定の推薦書／応募申請書1枚
 - (2) 所定の業績説明書(受賞の対象となる研究課題の説明): 図表を含め

A4 版用紙3枚以内

(3) 所定の業績リスト: 主な論文、総説、著書などのリスト

(4) 主な論文3報

なお、応募申請書(ファイル)は、当該研究会事務局に請求すること。

(選考委員会)

3. 応募者は選考委員会委員になることはできない。
4. 応募者と同じ研究グループに属する選考委員は、その応募者の審査を辞退するものとする。
5. 選考委員会委員長は、選考委員会を招集する。選考委員会は書面会議も含めて選考委員の3分の2以上の回答あるいは出席をもって成立するものとする。
6. 選考方法は、選考委員の投票による評価(採点)で行う。
7. 本細則の改訂は有機電子移動化学研究会役員会で審議し承認を得る。

本細則は、平成16年4月1日から施行する。

(申し合わせ事項)

- 1) 選考委員長が選考委員を選出し、任命する。
- 2) 有機電子移動化学研究会や有機電子移動化学討論会(EOC 討論会を含む)への貢献も有機電子移動化学研究会への貢献と同等とみなす。

制定：平成16年4月1日 本研究会役員会

改訂：平成26年6月27日 本研究会役員会